

# 全教栃木 教育新聞

全栃木教職員組合（略称 全教栃木）<http://www.zenkyotcg.org> E-mail [info@zenkyotcg.org](mailto:info@zenkyotcg.org)  
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

## あなたとあなたの家族を守る「勤務時間管理」

脳血管疾患及び虚血性心疾患（脳梗塞や心筋梗塞など）を発症した場合、それらの発症と勤務時間との間に強い関連が認められる条件は以下の通りです。

- 発症前 1 箇月ないし 6 箇月にわたって、1 箇月当たりおおむね **45 時間** を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に高まる。
- 発症前 1 箇月間におおむね **100 時間** 又は発症前 **2 箇月間ないし 6 箇月間** にわたって、1 箇月当たりおおむね **80 時間** を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強い。

これらの規定は、労働者災害補償法（労災補償法）に書かれているものです。地方公務員（教育職）も当然労災法の適用労働者です。「勤務時間管理」は労災（公務災害）の認定に際して最も重要な資料となります。

## 県教委、教員の時間外勤務時間、隠蔽か

2019年5月17日、「兼職・兼業」は勤務時間として入力しないこととする通知が栃木県教育委員会事務局総務課長から全県立学校長宛に出されたようです。これにより、多くの高校で行われている「土曜課外授業」や「模擬試験監督」の業務は、教育公務員特例法による「教育に関する兼職」扱いとされているケースが多いため、勤務時間に含まないことになりました。

労働法では、労働時間に該当するか否かは、「**労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価できるか否かにより客観的に定まる（指揮命令が明示的か黙示的かは問わない）**」のものであって、労働契約、就業規則等の定めのかんによって決定されるべきではない」とするのが原則となっています。さきほどの「土曜課外」や「模試監督」等の教師の行為は、学校の年間行事に位置付けられていることが殆どですから、使用者の指揮命令下にあることは明らかです。したがって、これらの行為は労働法上は労働時間と解されます。

勤務時間の管理は、労災補償法等の労働関連法を根拠とし、使用者に義務付けられています。ですから、「土曜課外授業」や「模擬試験監督」等の業務を勤務時間管理から除外することを旨とする先述の総務課長通知は、明らかな法令違反と言わざるを得ません。このことは、先日の県教委交渉の際に総務課長本人に伝えると同時に、県人事委員会に対しても申し入れを行いました。

黙々と働くだけではなく、**自分たちの勤務条件について自分たちで責任と自覚をもって改善の声を上げることが**できるかが、今問われているのではないのでしょうか。本県の教職が魅力あるものであるためにも。

みなさんの職場でお困りのことなどがありましたら、どんな些細なことでもかまいませんから、全教栃木執行委員宛のメール ([info@zenkyotcg.org](mailto:info@zenkyotcg.org)) までご連絡ください。

「全教栃木 教育新聞」の感想等をお聞かせください（□に✓をおつけください）。

- ・ 今回の内容はいかがでしたか？ □役に立った □興味深かった □役立たない
- ・ 今後取り上げたほしいことは？  
□教職員の働き方や労働条件 □教職員評価 □教育予算 □教職員人事  
□教育内容や教育課程 □その他（ ）
- ・ 全栃木教職員組合の活動について □期待する □期待できない □わからない
- ・ 全栃木教職員組合の加入について □加入したい □検討したい □加入しない
- ・ 全教総合共済について □加入したい □検討したい □加入しない

学校名（                      立                      学校）お名前（                      ）

※点線で切り取って、組合員にお渡しください。

**教職員を大切にする栃木県に！**

**公教育に十分な予算を！**

**教え子を再び戦場に送らない！**

## 最低賃金時給826円で働く「先生」…

右は今年1月の『広報さの』（No.276）に掲載された「市立小中学校事務員」の募集要項です。賃金は日額6200円、勤務時間は午前8時10分～午後4時40分です。県費負担教職員は休憩時間は45分とされているので、賃金が支払われる時間は7時間45分です。この市立小中学校事務員の賃金を7時間45分で割ると、800円となります。時給800円は栃木県の最低賃金826円を下回り、最低賃金法違反となります。

そこでというか、法違反にならないよう、休憩時間を60分にして、労働時間を7時間30分にすると時給は826円となり、法違反は免れるのです。同一職場で休憩時間が異なるのもどうかと思いますが、子どもたちから「先生」と呼ばれている教職員の賃金が最低賃金826円でよいのでしょうか？ともに働く同僚の、このような劣悪とも言える労働条件を私たちは看過することはできません。「官製ワーキングプア」をなくすために、他の労働組合などと協力しながら、賃上げを実現させたいと思います。

①市立小中学校事務員 (臨時職員)
▼勤務内容▶経理事務、庶務 など
▼任用期間▶4月1日～9月 30日(6カ月の任用更新あり)
▼勤務時間▶午前8時10分～ 午後4時40分▶募集人数▶35 人▶賃金▶日額6200円

## 全国一律すぐに時給1000円以上、そして1500円へ!

全日本教職員組合も加盟する全国労働組合総連合（全労連）などが主催する「安倍9条改憲阻止、消費税増税中止、全国一律最賃制度確立などを求める中央行動」が6月21日、公務労働者ら約1000名が参加して東京で開催されました（写真は日比谷野外音楽堂）。この行動では、夏の人事院勧告に向けた人事院前の要請行動も行われ、賃上げや長時間過密労働の解消、全教からは全教北九州の仲間が「非正規教員の待遇改善」を訴えました。



集会後は参加者が全国会議員の事務所をまわり、「全国一律最低賃金制度の実現」を要請しました。

## 採用試験がんばって

7日に行われた教員採用試験。全栃木教職員組合は三つの会場で「採用試験直前チェック」と題したチラシ等を合計900部配布しました。参加した組合員の感想です。

「教職員組合です。頑張ってください!」と声をかけながら渡しましたが、受け取らず通りすぎてから、「直前チェック」であることに気付いて、「チラシください」と振り返る人や「キャンディーも入ってる!」と喜んでくれる人もいました。教員採用試験学習会で組合に加入された人、今年の学習会に参加された人を何人も見かけました。気付いてニッコリしてくれると、こちらも嬉しくなって応援しがいがあります。



二次試験対策学習会も行います。詳細はホームページで確認を。

**教職員を大切にす栃木県に!**

**公教育に十分な予算を!**

**教え子を再び戦場に送らない!**